



2022年5月19日

各 位

会 社 名 ワイエイシイホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 百瀬 武文
(コード番号 6298 東証プライム)
問合せ先 取締役管理統括本部長 畠山 督
(TEL. 042-546-1161)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、2022年6月29日開催予定の当社第50回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを変更し、電子提供措置等の規定(変更案第15条)とするものです。
- (2) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第15条 <u>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第15条 <u>(電子提供措置等)</u> 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、 <u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現行定款	変 更 案
<新設>	<p><u>附則</u> <u>第1条（電子提供措置等に関する経過措置）</u> 1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）の変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日
- (2) 定款変更の効力発生日 2022年6月29日

(注)上記の内容につきましては、2022年6月29日開催予定の当社第50回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上